

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成24年5月11日

世田谷区

### 1 業務概要

(1) 件名：「成人期発達障害支援」事業運営委託

(2) 業務内容

相談支援

居場所支援及び就労意欲の促進

生活スキル向上支援

就労準備訓練

就労体験

就労支援（マッチング、ジョブコーチ）

就労定着支援

家族支援

(3) 履行期間

開設準備 平成24年9月1日から平成24年9月30日まで

施設運営 平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

(4) 実施場所、規模

世田谷区上用賀5 - 24 - 18

世田谷区立心身障害者休養ホーム ひまわり荘

ひまわり荘は平成25年度に大規模改修工事を予定している。工事中は代替施設を使用予定。代替施設の規模については現時点では未定であるが、ひまわり荘と同等若しくはそれ以上の規模を想定している。

### 2 事業費上限

600 万円（平成24年度）

【内訳】

運営経費 400 万円（平成24年度は10月1日からの6ヶ月間。次年度以降については800万円を上限とする）

開設準備経費 200 万円

開設準備経費について

開設準備経費には開設までの打合せへの参加や関係機関との調整、開設に必要な初度調弁を含むものとする。

### 3 参加資格

申込み時点において、当事業の運営と管理が可能な社会福祉法人、財団法人等の公共的団体、医療法人、及び特定非営利活動法人等で、次の各事項をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない

者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 現在、東京都内において、成人期の発達障害に関する相談事業又は就労支援事業を3年以上運営している実績がある社会福祉法人、財団法人等の公共的団体、医療法人、及び特定非営利活動法人等で、都内に本部がある者。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽のないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 事業実施体制【提出書類、実地訪問】

運営管理事項 事故防止、防災・防犯の取り組みなど

運営内容事項 運営の状況、利用者への対応など

衛生管理事項 施設の衛生管理の適性など

安全対策

##### (2) 提案書の内容【提出書類、面接】

経営理念と区の施策の合致

技術力(ノウハウ、経験、設備等)

職員配置 配置の適性など

事業の運営に関する考え方、サービスの向上への取り組みなど

事業者提案による事業内容、発達障害者支援の専門性など

#### 6 手続き

##### (1) 担当部課

世田谷区保健福祉部障害施策推進課発達障害・施設担当(担当:織田、東方)

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第二庁舎1階5番窓口)

電話 03-5432-2227 FAX 03-5432-3021

電子メール sea02083@mb.city.setagaya.tokyo.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所および方法

交付期間:平成24年5月11日(金)から5月30日(水)午後5時まで

交付場所及び方法

ア) 世田谷区ホームページよりダウンロード

<http://cms.mb.city.setagaya.tokyo.jp/admin/html/020/d00039654.html>

[区トップページ](#)

[福祉・健康](#)

[おしらせ](#)

[当プロポーザル実施案内](#)

イ) 上記(1)にて窓口配布

##### (3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成24年5月30日(水)午後5時 必着

提出先 上記(1)

提出方法 持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

（４）運営事業者公募説明会

本件についての運営事業者公募説明会を開催する。本プロポーザルに参加を希望する者は必ず参加すること。

日時 平成24年6月1日（金）15時30分から16時30分まで

場所 世田谷区役所プレハブ会議室

（〒154-8504 世田谷区世田谷4-19-9 区民会館バス停近く 世田谷線  
松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分）

（５）提案書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成24年6月29日（金）午後5時必着

提出先 上記（１）

提出方法 持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

7 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（２）契約保証金

免除

（３）契約書の作成の要否

要

（４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定

平成25年度（平成25年度 成人期発達障害支援事業運営委託）

平成26年度（平成26年度 成人期発達障害支援事業運営委託）

（但し、予算配当を条件とする。契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。）

（５）関連情報を入手するための照会窓口

保健福祉部障害施策推進課発達障害・施設担当

（６）郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。

（７）区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。

（８）区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

（９）提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

（１０）応募に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

（１１）詳細は、実施説明書による。

（１２）特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明したものと提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を指定した理由（審査経過等）を区が公表できることについて了承の上で参加すること。